

熊本県創業者支援資金（一般枠）実施要領

（目的）

第1 国の全国統一制度により、法律等に基づいた計画策定を実施し、計画に基づいて事業を行うなど公的制度を利用して事業展開を図る際の必要な資金の円滑化を図るとともに、創業機運の醸成による創業者の増加を促し、本県経済の活性化及び発展に資することを目的とする。

（融資対象者）

第2 融資対象者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する創業者であって、県内で新規に事業を開始するものとする。

【創業関連保証分】

(1) 以下のいずれかに該当する者

ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有するもの（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」という。）は6月以内）

イ 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（特定創業支援等を受けた者は6月以内）

ウ 事業を営んでいない個人であって、個人事業を開始した日以後5年未満のもの

エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、会社設立の日（法人登記日）以後5年未満のもの

オ 上記ウに該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合

【スタートアップ創出促進保証分】

(2) 以下のいずれかに該当する者（ただし、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。）

ア 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（特定創業支援等を受けた者は6月以内）

イ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、会社設立の日（法人登記日）以後5年未満のもの

ウ 上記(1)ウに該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合

（資金使途）

第3 資金使途は、創業又は事業経営に必要な資金とする。

（融資限度額）

第4 融資限度額は、3,500万円とする。

（融資期間）

第5 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

ただし、第2(2)に該当する者で、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間は3年以内とする。

（貸付方法）

第6 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第7 返済方法は、均等分割返済とする。

(融資利率)

第8 融資利率は固定とし、下表のとおりとする。

3年以内	年1.50%以内
5年以内	年1.65%以内
7年以内	年1.80%以内
7年超	年1.85%以内

※別表に定める人材育成支援を受け、地域課題の解決に寄与する事業の具体的計画を有する者は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

(保証料率)

第9 保証料率は、年0.90%（第2(2)に該当する者は、年1.10%）とし、0.55%に相当する額を県が補助する。

ただし、熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の専門家派遣事業を利用する場合は、年0.25%（第2(2)に該当する者は、年0.45%）とし、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合は0.1%を割引いた保証料率を適用する。

(担保)

第10 担保は不要とする。

(保証人)

第11 保証人は、下表のとおりとする。

(1)創業関連保証分	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
(2)スタートアップ創出促進保証分	徴求しない。

(申込先)

第12 申込先は、下表のとおりとする。

(1)創業関連保証分	県内各商工会議所又は県内各商工会とする。 ただし、商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下「会議所法」という。）又は商工会法（昭和35年法律第89号。以下「商工会法」という。）に定める商工業者以外で、商工会議所又は商工会で受付けることができない業種については、取扱金融機関が申込先となることができる。
(2)スタートアップ創出促進保証分	取扱金融機関とする。

(必要書類)

第13 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる共通提出書類のほか、下表のとおりとする。

(1)創業関連保証分	創業事業計画書（様式1）
(2)スタートアップ創出促進保証分	創業計画書（様式2）

(創業関連保証に関する金融機関の責務及び報告)

第14 第2(1)に該当する者については、次の(1)～(4)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 金融機関と商工会議所又は商工会は相互に連携し、中小企業者に対し、事業計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。
- (2) 融資のあっせんをした商工会議所又は商工会は中小企業者が融資を受けてから事業が安定するまでの間（原則3年間）経営支援を行うものとする（ただし、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関が行う。）。
- (3) 中小企業者は融資のあっせんを受けた商工会議所又は商工会に対して年1回、事業計画の実施状況を報告する（ただし、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関に対し

て報告を行う。)

- (4) 中小企業者から報告を受けた商工会議所又は商工会は、金融機関と保証協会に対し年1回、経営支援の実施状況と中小企業者の取組状況について報告する(ただし、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は、中小企業者から報告を受けた金融機関が年1回保証協会に対して報告する。)

(スタートアップ創出促進保証に関する金融機関の責務及び報告)

第15 第2(2)に該当する者については、次の(1)~(2)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して、原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(様式3)」(以下「ガバナンスチェックシート」という。)の提出を受けるものとする。
- (2) 金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを保証協会に提出するものとする。

なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

(EBPMに伴う情報提供)

第16 第2(2)に該当する者については、保証協会は、中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額及び保証承諾日、並びに保証承諾金額を電子媒体で経済産業省に送付しなければならない。

別表

優遇措置の対象となる人材育成支援
熊本大学と自治体等が連携して展開されている未来創造塾

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

創業事業計画書

住所
 商号又は名称
 氏名又は代表者名

熊本県創業者支援資金において、下記のとおり事業計画書を提出します。

1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業		商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所			電話 ()	
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
※融資対象者(5)に該当する方は、会社設立前の個人事業について以下を記入してください。				
開業届出	有・無		開業年月日	年 月 日
業種			資本金	[会社設立(予定)の場合] 円
許可等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類) <small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>		(根拠法)	<small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>
従業員数	名	取扱品	仕入先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得	※ 創業する事業に係る職歴・学歴・資格、特許・実用新案・意匠登録、創業に関する研修の受講状況等アピールできる事項を記入してください。			
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況[下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了(許認可取得見込み(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入してください。)
- キ その他(具体的に記入してください)

3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A 千円	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 〔自己・新築取得・賃貸〕	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日
事業用不動産	土地	m ²		千円		
	建物	m ²		千円		
	計	B (取得に要する資金) 千円				

区分	名 称	型式・能力	数量	単 価	金 額	発 注 先	設置(完成)年月日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金額) 千円					

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A+B+C=_____千円(D)

6. 資金調達計画

自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他(具体的に) ()	
			千円		
自己資金合計			千円		
借入金等(※)	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
	借入金等合計			千円	調達資金合計

(※)今回の資金調達計画の中による借入金等を記入してください。

7. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計	千円	計	千円

8. 販売・仕入先

主な販売先 受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況(※)

借入先等	資金用途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外を記入してください
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

10. 自己資金算定額

自己資金等	種類	明細			金額
	普通預金				千円
	定期性預金				
	有価証券等				
	入居保証金等				
	設備充当等				
合 計				①	
借入金等	借入先	資金用途	残存返済期間	年間返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			ヶ月	千円	千円
合 計				②	千円
自己資金額 (① - ②) =				③	千円

11. その他(計画に関する補足説明がありましたら記入してください)

【創業者支援資金（一般枠）】様式2
(スタートアップ創出促進保証制度用)

創業計画書

熊本県信用保証協会 御中

令和 年 月 日
西暦
(どちらかに○印を付けてください)

〔申込人〕

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。

※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 1 電話 <input type="checkbox"/> 2 来店面談 <input type="checkbox"/> 3 訪問面談 <input type="checkbox"/> 4 その他()	

1. 事業概要

会 社 名 (予定含む)			
開業(予定)住所	電話 ()		
設 立 登 記(法人)	有 ・ 無	設 立(予定)年月日	令和 西暦
業 種	資 本 金	〔会社設立予定を含む〕 円	
許 可 等 (種類)	(根拠法)		[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
許可等取得が必要な場合	[許可・免許・登録・認証の別を記入]		
従業員数	名	取 扱 品	仕 入 先
開業動機・目的			
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習 得			
〔会社設立予定を含む〕 出 資 者 ・ 出 資 額			
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先			

【創業者支援資金（一般枠）】様式3

【スタートアップ創出促進保証制度用】

令和7年1月1日改正

熊本県信用保証協会 御中

ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

住所		作成日	令和 西暦	年	月	日
企業名		()				中小企業活性化協議会
代表者名		担当者	()			
設立日	年 月 日	電話番号	()			

項目内容		チェックポイント(◎は特に重要な項目)				チェック欄
経営の 透明性	経営者へのアクセス	◎	支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。			
	情報開示	◎	経営者は、決算書、各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)を作成しており、支援者はそれらを確認できる。			
		◎	経営者は税務署が受け付けた税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。			
			経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。			
	内容の正確性	◎	経営者は日々現預金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認できる。			
			支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認する。			
		経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト等を活用することで確認した上で、会計処理の適切性向上に努めており、支援者はそれを確認できる。				
法人個人 の分離	資金の流れ	◎	支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないことを確認できる。			
		◎	支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用(個人の飲食代等)を法人の経費処理としていないことを確認できる。			
			経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認できる。			
	事業資産の所有権		経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。			

項目内容	項目例	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄	
財務 基盤 の 強化	債務償還力	◎	EBITDA有利子負債倍率			10倍以内	
	安定的な収益性	◎	減価償却前経常利益			2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎	純資産額			直近が債務超過でないこと	

【必須書類】

・決算書

【任意書類】

・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合：所有資産明細書等

・事業用資産を経営者が有している場合適切な賃料が支払われているかの確認資料：賃貸借契約書等(写しでも可)

・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料：金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)

・「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、社内管理体制図、監査報告書、試算表、資金繰り表

(金融機関使用欄)

事業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けたことを確認しました。

チェック内容に対する金融機関(または担当者)所見

記入日	年 月 日
協会顧客番号	
金融機関本・支店名	
担当者	
電話番号	